（削る）

（削る）

第三節　支払未済の特例一時金の請求手続

第十七条　平成十三年統合法附則第三十条第七項において準用する廃止前農林共済法第二十八条の規定による特例一時金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を存続組合に提出しなければならない。

一　請求者の住所、氏名及び基礎年金番号並びに請求者と死亡した特例一時金受給権者との続柄

二　特例一時金受給権者の氏名、生年月日、組合員番号、基礎年金番号、死亡年月日及び死亡の原因

（削る）

三　請求者以外に平成十三年統合法附則第三十条第七項において準用する廃止前農林共済法第二十八条第三項に規定する支払未済の特例一時金を受けるべき同順位者があるときは、当該同順位者の住所及び氏名並びに特例一時金受給権者との続柄

四　存続組合が指定する機関のうち支払未済の特例一時金の支払を受けることを希望する機関（次項第二号において「払渡機関」という。）の名称及び預貯金口座の口座番号

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　死亡した特例一時金受給権者との続柄を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の謄本若しくは抄本

二　預貯金口座の口座番号についての当該払渡機関の証明書、預貯金通帳の写しその他の預貯金口座の口座番号を明らかにすることができる書類

三　平成十三年統合法附則第三十条第七項において準用する廃止前農林共済法第二十八条の規定による特例一時金の支給を受けようとする者が、死亡した特例一時金受給権者の遺族であるときは遺族の順位を証明するに足る戸籍謄本、当該特例一時金を受けようとする者が死亡した特例一時金受給権者の相続人であるときは死亡した特例一時金受給権者の相続人であることを証明する書類

四　死亡した特例一時金受給権者が支給を受けるべきであった当該特例一時金の請求について特例一時金の請求手続をしていなかったときは、当該特例一時金の請求書に添付して提出すべき書類（前三号に掲げる書類に該当するものを除く。）

（特例退職共済一時金等の事前請求）

第四十三条の二　特例退職共済一時金等の決定の請求をしようとする者は、請求開始日（特例年金政令第二十五条の二第二項第二号の農林水産大臣が定める日又は同条第三項の規定により農林水産大臣が定める期間の初日をいう。以下同じ。）の六月前から請求開始日の一月前までの間において存続組合が定める日から、存続組合に対し、あらかじめ、特例退職共済一時金等の請求をすることができる。この場合において、当該請求は、請求開始日において、第四条第一項の規定によりされた特例退職共済一時金等の決定の請求とみなす。

2　前項の請求は、第四条第一項の請求書及び同条第二項の書類を提出してするものとする。

（特例退職共済一時金等の事前請求の申出の撤回）

第四十三条の三　前条第一項前段の請求をした者は、当該請求をした日から請求開始日の前日までの間において、いつでも、当該請求を撤回することができる。

2　前項の規定による撤回をしようとする者は、その者の住所、氏名、性別、生年月日及び年金証書番号又は基礎年金番号を記載した撤回申出書を存続組合に提出しなければならない。

第三節　支払未済の特例年金給付及び特例退職共済一時金等の請求手続

（支払未済の特例年金給付の請求手続）

第四十四条　平成十三年統合法附則第二十五条第五項において準用する廃止前農林共済法第二十八条の規定による特例年金給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を存続組合に提出しなければならない。

一　請求者の住所、氏名及び基礎年金番号並びに請求者と死亡した特例年金給付受給権者との続柄

二　特例年金給付受給権者の氏名、生年月日、組合員番号、基礎年金番号、死亡年月日及び死亡の原因

三　年金証書番号

四　請求者以外に平成十三年統合法附則第二十五条第五項において準用する廃止前農林共済法第二十八条第三項に規定する支払未済の特例年金給付を受けるべき同順位者があるときは、当該同順位者の住所及び氏名並びに特例年金給付受給権者との続柄

五　存続組合が指定する機関のうち支払未済の特例年金給付の支払を受けることを希望する機関の名称及び所在地並びに預貯金の口座番号

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　死亡した特例年金受給権者との続柄を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の謄本若しくは抄本

（新設）

二　平成十三年統合法附則第二十五条第五項において準用する廃止前農林共済法第二十八条の規定による特例年金給付の支給を受けようとする者が、死亡した特例年金給付受給権者の遺族であるときは遺族の順位を証明するに足る戸籍謄本、当該特例年金給付を受けようとする者が死亡した特例年金給付受給権者の相続人であるときは死亡した特例年金給付受給権者の相続人であることを証明する書類

三　死亡した特例年金給付受給権者が支給を受けるべきであった当該特例年金給付の請求について特例年金給付の請求手続をしていなかったときは、当該特例年金給付の請求書に添付して提出すべき書類（前二号に掲げる書類に該当するものを除く。）